



2025年2月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 オ プ ト ラ ン
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 範 賓
(コード番号：6235 東証プライム)
問 い 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 石 野 雅 彦
(TEL 049-299-8199)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、利益配分につきましては、研究開発投資、生産体制強化、新事業開拓等の将来の企業成長に必要な内部留保資金を確保しつつ、収益状況に応じて株主の皆様への還元を柔軟に行うことを基本方針としております。2023年12月期の剰余金の配当につきましては上記方針に基づき、1株当たり50円と決定しており、この結果、当連結会計年度の連結配当性向は47.1%となっております。

また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

これまでに当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するためや資本効率の向上及び株主還元策の一環として、2024年8月8日開催の当社取締役会の決議に基づき、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における市場買付けの方法による当社普通株式の取得（取得した株式数2,528,400株、取得当時の発行済株式総数に対する割合：5.70%（小数点以下第三位を四捨五入）、取得期間：2024年8月9日から2024年12月31日、取得価額の総額：4,779,741,400円）を行っております。

このような状況の下、当社は、2024年11月下旬に、大株主が所有する当社普通株式を自己株式として取得することであれば、当社普通株式の流動性を損ねることなく比較的短期間に相当規模の自己株式の取得が可能であり、引き続き資本効率の向上及び株主還元に寄与するとの考えを持つに至りました。また、当社は、公表資料から、JICC-02株式会社による当社の第4位株主であるJSR株式会社（以下「JSR」といいます。）の完全子会社化を目的とした公開買付けが2024年4月17日に成立し、同年6月5日に開催されたJSRの臨時株主総会で株式の併合に係る議案が可決されたことにより、JSRが2024年6月25日に東京証券取引所プライム市場を上場廃止となったことを認識していました。そして、当社としては、一般に公開買付けにより上場廃止となった株式会社は、保有資産を処分する傾向にあると認識していたことから、JSRについても同様に、上場廃止に伴い、JSRが所有する当社普通株式を売却する可能性があると考えました。そこで、JSRが所有する当社普通株式2,310,000株（所有割合：5.52%（注1）、以下「本売却意向株式」といいます。）の全てを取得することを前提とした自己株式の取得について検討を開始しました。

（注1）「所有割合」とは、当社が2025年2月14日に公表した「2024年12月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本決算短信」といいます。）に記載された2024年12月31日時点の当社発行済株

式総数（44,358,000株）から、本決算短信に記載された2024年12月31日時点の当社が所有する自己株式数（2,534,955株）を控除した株式数（41,823,045株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。）をいいます。

検討の結果、当社は、2024年12月上旬に、JSRが所有する当社普通株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上、自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元にも繋がるものと判断し、当社の内部留保の確保の観点からも問題が生じないことを初期的に確認いたしました。

さらに、自己株式の具体的な取得方法を検討した結果、JSR以外の株主の皆様にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を見ながら応募する機会を確保でき、また、市場株価よりも安い価格を設定して買い付けることで資産の社外流出を可能な限り抑え、当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重することも可能である公開買付けの方法が、株主間の平等性、取引の透明性、既存株主の利益尊重の観点からも、最も適切であると判断いたしました。

また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いと考えられること等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

ディスカウント率については、本公開買付けと同様に特定の株主からの取得が予定されたディスカウント価格による自己株式の公開買付けの事例として、2022年1月28日から2024年8月20日までに公表された事例（以下「本事例」といいます。）53件中、基礎となる市場価格に対するディスカウント率を10%程度（9%から11%）とした事例が40件と最多であり、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると判断いたしました。

また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場価格としては、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、一定期間の株価変動を考慮しつつ、本事例53件中、公開買付けの実施に係る公表日の前営業日の東京証券取引所における終値、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値のいずれかを基準として算出している事例が49件と最多であり、その分布は分散しているところ、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができると考えました。また、当社普通株式の市場価格のボラティリティを踏まえれば、過去1ヶ月間の終値の単純平均値と比較して、マクロ要因による一時的な株価変動の影響等の特殊要因をより排除することで、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することが望ましいと考え、算定基準日の期間として、過去3ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値を採用することが妥当と判断いたしました。

その上で、2024年12月24日に、JSRに対し、本公開買付けの実施に係る公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値に対して10%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付け価格とし、本公開買付けを実施した場合の本売却意向株式2,310,000株（所有割合：5.52%）の応募について打診したところ、2025年1月30日に、JSRより本売却意向株式2,310,000株（所有割合：5.52%）について、当該条件にて当社が本公開買付けを実施した場合、本公開買付けに対して応募する旨の内諾を得られました。また、当社は、2025年2月10日に、自己株式の取得に要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、本決算短信に記載の2024年12月31日現在における連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は325.31億円（手元流動性比率12.0ヶ月）（注2）であり、自己株式の想定取得資金として41.58億円（注3）を充当した後も、連結ベースの手元流動性は283.73億円（手元流動性比率10.5ヶ月）と見込まれていることから、自己株式の取得が、機動的・戦略的な開発や投資に備える内部留保の確保という当社の基本方針に反しないことを改めて確認いたしました。

（注2）本決算短信に記載の2024年12月31日現在の手元流動性（現金及び預金）を1ヶ月あたりの売上高（2024年12月期連結売上高を12で除した数値）で除したものです（小数点以下第二位を四捨五入）。

(注3) 2025年1月第4週及び第5週(2025年1月20日から2025年1月31日)の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値の百円未満を四捨五入した概算値1,800円に、本売却意向株式2,310,000株を乗じて算出した暫定金額です。

そして、当社は、2025年2月13日に、JSRに対して、本公開買付けの実施に係る公表日の前営業日である2025年2月13日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値1,842円(円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。)に対して10%ディスカウントを行った価格である1,658円(円未満を四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。)を本公開買付価格とすることを提案いたしました。当該提案に対して、当社は、同日に、JSRより、当該条件にて当社が本公開買付けを実施した場合、本売却意向株式2,310,000株(所有割合:5.52%)について、本公開買付けに対して応募する意向である旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、当社の全取締役である7名(林為平、範賓、近藤宏治、林敏、山崎直子、瀧口匡、島岡未来子)が審議及び決議に参加しその全員一致により、(i)会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及び具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、並びに(ii)本公開買付価格を本公開買付けの実施に係る公表日の前営業日である2025年2月13日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値1,842円に対して10%のディスカウントを行った価格である1,658円とすることを決議いたしました。

また、本公開買付価格である1,658円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会決議日の前営業日である2025年2月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,879円に対して11.76%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。)ディスカウントした金額、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,793円に対して7.53%ディスカウントした金額、同過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,842円に対して9.99%ディスカウントした金額、同過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,835円に対して9.65%ディスカウントした金額となります。

加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、JSR以外の株主の皆様にも応募の機会を提供する観点から検討した結果、本事例53件のうち、応募意向の株式数に10%程度(8%~12%)上乗せした買付予定数を設定している事例が37件と最多であることから、応募意向の株式数に対して10%程度上乗せした株式数が適切であると考え、本売却意向株式2,310,000株(所有割合:5.52%)に対して約10%上乗せした2,500,000株(所有割合:5.98%)とすることを、2025年2月14日開催の取締役会において決議しております。

本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数を上回った場合には、あん分比例の方式による買付けとなり、当社は本売却意向株式のうちの一部を取得することとなります。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の具体的な用途及び処分等の予定につきましては、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	2,500,100株(上限)	4,145,165,800円(上限)

- (注1) 発行済株式総数 44,358,000株(2025年2月14日現在)
- (注2) 発行済株式総数に対する割合 5.64%(小数点以下第三位を四捨五入)
- (注3) 取得する期間 2025年2月17日(月曜日)から2025年4月30日(水曜日)まで
- (注4) 買付予定数を越えた応募があり、あん分比率により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に1単元(100株)を加算しております。

- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	2025年2月14日(金曜日)
② 公開買付開始公告日	2025年2月17日(月曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	2025年2月17日(月曜日)
④ 買付け等の期間	2025年2月17日(月曜日)から 2025年3月17日(月曜日)まで(20営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,658円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いと考えられること等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

ディスカウント率については、本事例53件中、基礎となる市場価格に対するディスカウント率を10%程度(9%から11%)とした事例が40件と最多であり、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると判断いたしました。

また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場価格としては、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、一定期間の株価変動を考慮しつつ、本事例53件中、公開買付けの実施に係る公表日の前営業日の東京証券取引所における終値、同日までの過去

1ヶ月間の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値のいずれかを基準として算出している事例が49件と最多であり、その分布は分散しているところ、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができると考えました。また、当社普通株式の市場価格のボラティリティを踏まえれば、過去1ヶ月間の終値の単純平均値と比較して、マクロ要因による一時的な株価変動の影響等の特殊要因をより排除することで、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することが望ましいと考え、算定基準日の期間として、過去3ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値を採用することが妥当と判断いたしました。

以上を踏まえ、当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、本公開買付価格を1,658円とすることを決議いたしました。

また、本公開買付価格である1,658円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会決議日の前営業日である2025年2月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,879円に対して11.76%ディスカウントした金額、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,793円に対して7.53%ディスカウントした金額、同過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,842円に対して9.99%ディスカウントした金額、同過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,835円に対して9.65%ディスカウントした金額となります。

② 算定の経緯

本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いと考えられること等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様への利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

ディスカウント率については、本事例53件中、基礎となる市場価格に対するディスカウント率が10%程度（9%から11%）とした事例が40件と最多であり、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると判断いたしました。

また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場価格としては、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、一定期間の株価変動を考慮しつつ、本事例53件中、公開買付けの実施に係る公表日の前営業日の東京証券取引所における終値、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値のいずれかを基準として算出している事例が49件と最多であり、その分布は分散しているところ、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができると考えました。また、当社普通株式の市場価格のボラティリティを踏まえれば、過去1ヶ月間の終値の単純平均値と比較して、マクロ要因による一時的な株価変動の影響等の特殊要因をより排除することで、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することが望ましいと考え、算定基準日の期間として、過去3ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値を採用することが妥当と判断いたしました。

その上で、2024年12月24日に、JSRに対し、本公開買付けの実施に係る公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値に対して10%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とし、本公開買付けを実施した場合の、本売却意向株式2,310,000株（所有割合：5.52%）の応募について打診したところ、2025年1月30日に、JSRより本売却意向株式2,310,000株（所有割合：5.52%）について、当該条件にて当社が本公開買付けを実施した場合、本公開買付けに対して応募する旨の内諾を得られました。

そして、当社は、2025年2月13日に、JSRに対して、本公開買付けの実施に係る公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値1,842円に対して10%ディスカウントを行った価格である1,658円を本公開買付価格とすることを

提案いたしました。当該提案に対して、当社は、同日に、JSR より、当該条件にて当社が本公開買付けを実施した場合、本売却意向株式 2,310,000 株（所有割合：5.52%）について、本公開買付けに対して応募する意向である旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、2025 年 2 月 14 日開催の取締役会において、本公開買付け価格を 1,658 円とすることを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	2,500,000 株	— 株	2,500,000 株

(注 1) 応募株券等の数の合計が買付予定数 (2,500,000 株) を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数 (2,500,000 株) を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に 1 単元（100 株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

(注 2) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

4,188,600,000 円

(注) 買付予定数 (2,500,000 株) をすべて買付けた場合の買付代金 (4,145,000,000 円) に、買付手数料、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

② 決済の開始日
2025 年 4 月 9 日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書の本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付け代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは、次のとおりです。(※)

(イ) 個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行人の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額(以下「みなし配当の金額」といいます。)は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は、株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。

なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。)に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。):15.315%、住民税:5%)に相当する金額が源泉徴収されます(非居住者については、住民税は徴収されません。)。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。)第4条の6の2第38項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります(国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。)。なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。)第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315%(所得税及び復興特別所得税)を乗じた金額が源泉徴収されます(みなし配当の金額の支払いに係る基準日において、公開買付者の発行済株式(自己株式を除きます。)の総数の3分の1超を直接に保有する法人株主(国内に本店又は主たる事務所を有する法人(内国法人)に限ります。))については、源泉徴収の対象となりません。)。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

(ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書をご提出ください。

(※) 税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、2025年2月13日に、本公開買付けを実施した場合には、JSR から、本売却意向株式 2,310,000 株（所有割合：5.52%）を本公開買付けに応募する意向がある旨の通知を受けております。また、本公開買付けにおいて応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、あん分比例方式による買付けとなることから、当社は本売却意向株式（2,310,000 株）の一部を取得することとなります。

（ご参考）2025年2月14日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	44,358,000 株
自己株式数	2,534,955 株

- ③ 当社は、2025年2月14日に2024年12月期決算短信〔日本基準〕（連結）を公表しております。当該公表に基づく決算短信の概要は以下のとおりです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

決算短信の概要

(自 2024年1月1日～至2024年12月31日)

(ア) 損益の状況 (連結)

会計期間	2024年12月期
売上高	32,405百万円
売上原価	17,907百万円
販売費および一般管理費	7,928百万円
営業外収益	1,996百万円
営業外費用	376百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	6,351百万円

(イ) 1株当たりの状況 (連結)

会計期間	2024年12月期
1株当たり当期純利益	145.31円
1株当たり配当額	52.00円
1株当たり純資産額	1,403.27円

- ④ 当社は、2025年2月14日開催の当社取締役会において、A Iメカテック株式会社（以下「A Iメカテック」といいます。）との間で資本業務提携契約を締結すること、及び、A Iメカテックの普通株式を取得することにより、A Iメカテックを当社の持分法適用関連会社とすることを決議しております。詳細につきましては、当社が2025年2月14日付で公表した「当社及びA Iメカテック株式会社（証券コード：6227）との資本業務提携契約締結並びに買集め行為に該当する株式取得に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上